

# 静岡市報

No. 3

静岡市追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

## 目次

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 選挙管理委員会告示                           |     |
| 選挙人名簿からの抹消.....                     | 148 |
| 選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数..... | 148 |
| 在外選挙人名簿からの抹消.....                   | 149 |

## 選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第64号

選挙人名簿からの抹消（4箇月経過・誤載）について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第2号（4箇月経過抹消）及び第3号（誤載抹消）の規定に基づき、平成15年6月2日現在により、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成15年6月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 長田 利昭

4 箇月経過・誤載抹消者

男 723人 女 605人 計 1,328人

静岡市選挙管理委員会告示第65号

選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数について

平成15年6月2日現在において、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以

下「地方自治法」という。)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)(以下「合併特例法」という。)第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに合併特例法第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成15年6月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 長田利昭

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

11,426

2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数

95,212

3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

161,879

静岡市選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の11第2号(4箇月経過抹消)の

規定に基づき、平成15年6月2日現在により、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成15年6月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 長 田 利 昭

「次の者」掲載省略